

「基本診療料」の施設基準に基づく  
「初診時の機能強化加算」に関する掲示

患者さんの「かかりつけ医」として、  
次の取り組みを行っております。

■体調不良や病気の際に受診したり、健康についての相談などを受ける「決まった医療機関」のことを「かかりつけ医」と言います。

### 当院の「かかりつけ医」としての取り組み

- ▶ 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ▶ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ▶ 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ▶ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

地域の「かかりつけ医」を検索するには？

「かかりつけ医」を有する医療機関は以下で検索できます。

京都健康医療よろずネット(24時間対応) ☎075-694-5499

ホームページ「よろずネット」

<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/>

